

- 精神保健福祉士教育の中核的となる、精神障害者を対象とする相談援助については、精神科病院等から地域までの相談援助の展開を、一環として教育ができるようにするとともに、さらに、それらの援助活動を支える精神科リハビリテーションの理論と一体的に教育する科目を創設して、知識・技術と理論との相互の教育効果を高めることとする。
- 近年、拡がりをみせる、精神的健康課題の理解や支援に関する教育については、現行の「精神医学」や「精神保健学」に相当する科目の中で、教育内容を充実することとする。
- 精神障害者の相談援助に係わる、各種制度や具体的なサービスについては、他の専門科目や共通科目の教育内容との整理を行いつつ、効果的な教育ができるように科目を創設することとする。

〈科目群の検討〉

- 専門教育カリキュラムの構成については、科目群を参考にしつつ基本的枠組みを検討する。

(1) 社会福祉士(一部の内容を共通科目としている)の科目群について ※H21.4～

- 「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- 「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- 「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- 「サービスに関する知識」
- 「実習・演習」

(2) 精神保健福祉士独自の科目群の設定について(案)

- 社会福祉士(一部の内容を共通科目としている)の科目群に、精神保健福祉士に特有とされる、精神科の医療機関における相談援助や、医療チームの一員としての役割を遂行するために必要となる知識と技術の科目群(以下の③)を加える。

【専門教育カリキュラムを検討する際の科目群(案)】

- ①「人・社会・生活と福祉の理解に関する知識と方法」
- ②「総合的かつ包括的な相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ③「医療と協働・連携する相談援助の理念と方法に関する知識と技術」
- ④「地域福祉の基盤整備と開発に関する知識と技術」
- ⑤「サービスに関する知識」
- ⑥「実習・演習」

5) 教育内容(シラバス)の示し方について

- 教育内容(シラバス)については、出題基準の中で網羅することとし、指導要領(通知)では詳細な内容までは示さないこととする。

6) 大学等における指定科目・基礎科目について

- 大学等における指定科目・基礎科目については、科目名が一致していれば足りることとされている現行の仕組みを基本的には維持するものとする。
- また、指定科目・基礎科目の科目名について、現行と同様、一定の読替の範囲を設定することとする。

2. 専門科目の構成見直し(案)

